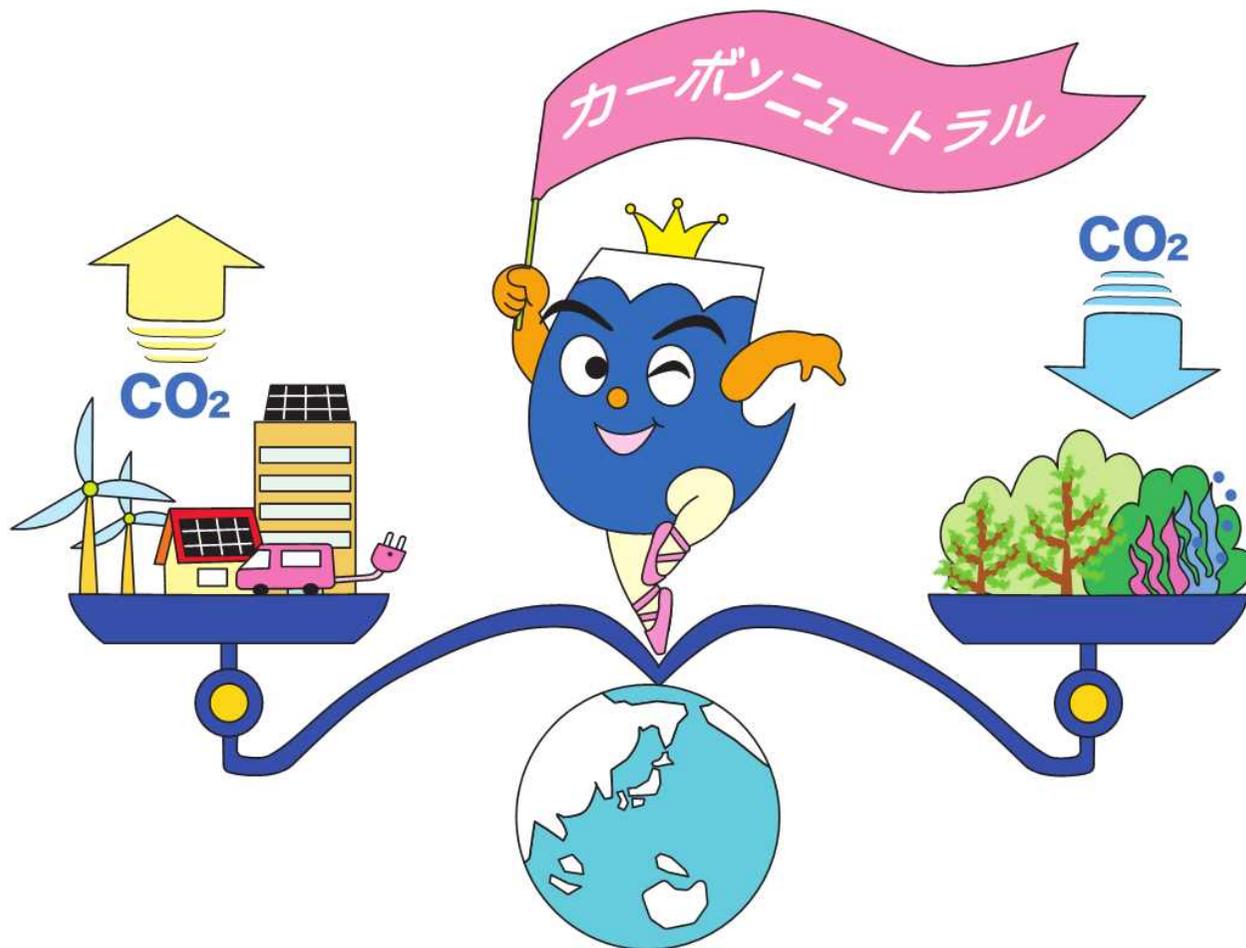


静岡県では中小企業等の脱炭素化の取組を支援します！

## 静岡県中小企業GX経営推進事業費補助金



静岡県 経済産業部 エネルギー政策課

## 【注意事項】

- 本日の説明は、静岡県中小企業G×経営推進事業費補助金に係る静岡県の令和7年度2月補正予算案の承認及び関係する国交付金の交付決定を前提といたします。
- 補助制度の内容については、変更される可能性があります。  
詳しい申請要件につきましては、後日公開する募集要領を御確認ください。

# 1. 補助制度の概要

## ○ 目的

中小企業等のGX経営の取組を支援することにより、GXによる経営改善、企業価値向上の先進的な優良事例を創出する。

## ○ 概要

対象経費	補助金の交付額	補助率
<p><b>GX経営の取組経費</b> <b>(①+②)</b></p> <p><b>①エネルギー高度利用設備等の新設</b></p> <p><b>②運用改善、経営改善、企業価値向上の取組</b></p>	<p>上限<b>1,000</b>万 ／下限300万円(※)</p> <p>(予算総額3,000万円)</p> <p>(※)①設備導入部分では補助金を活用せず②のみ補助金を活用する場合は、下限100万円</p>	<p>補助対象経費の <b>2分の1</b>以内</p>

# 2. 申請の流れ



# 3. 対象事業者

## ○ 中小企業GX経営推進事業

県内に事業所を有する法人及び個人事業主

※ 年間エネルギー使用量に係る条件はありません

【列挙している法人等が対象（大企業は対象外）】

- 会社及び個人事業主 ※
- 私立学校法に規定する学校法人
- 社会福祉法に規定する社会福祉法人
- 医療法に規定する医療法人
- 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人などの公益法人等
- 農事組合法人・農業協同組合・漁業協同組合・森林組合等
- 中小企業等協同組合、商店街振興組合、消費生活協同組合などの協同組合等
- 特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人

※ 会社及び個人事業主は下表に示す資本金又は従業員数のいずれかを満たすこと

業種分類	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (一部を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

# 4. 対象となる経費・設備

## ① エネルギー高度利用設備等の新設

<b>対象経費</b>	エネルギー高度利用設備等の新規導入に係る ① 設計費 ② 設備費（付帯設備含む。） ③ 工事費 ④ 技術コンサルタント料
<b>設備の種類</b>	<b>具体的設備等</b>
エネルギー高度利用設備	余熱回収システム、ヒートポンプ、コージェネレーション
再生可能エネルギー設備	太陽光発電設備装置、バイオマスボイラー、太陽熱温水器
省エネルギー設備	空調設備、ボイラー等を対象とするが、単純な設備更新は不可
蓄電池設備	蓄電池、電気自動車、EV放充電設備等



## ② 運用改善、経営改善、企業価値向上

<b>対象経費</b>	運用改善、経営改善、企業価値向上に係る ① GHG排出量算定設備 ② システム構築 ③ 環境価値の見える化に係る認証取得
<b>経費の種類</b>	<b>具体的経費等</b>
GHG排出量算定設備	測定器、センサー、排出量を把握するための設備等
システム構築	BEMS、FEMS、DR導入、エネルギー制御設備等
認証取得	SBT、エコアクション21、J-クレジット等に係る認証取得等

# 4. 対象となる経費・設備(補足)

## ①と②両方に取り組む必要がある

①エネルギー高度利用設備等の新設

②運用改善、経営改善、企業価値向上

ただし、既存設備の更新(※)と②をセットで行う場合であっても、  
一体をGX経営の取組と評価して、対象となるケースあり。

※既存設備の更新部分は、当該補助金の対象外

<具体的イメージ>

①設備導入

既存の空調設備の更新

+

②経営改善等取組

空調制御設備の導入

←  
・当該補助金は対象外  
・他の補助金の活用可

←  
・当該補助金の対象  
・下限100万円

・先進的な優良事例か  
どうかの審査は、  
全体で評価  
・②のみの取組は不可

# 5. 補助要件・審査

## ○ 補助要件

- ①申請書に「温室効果ガス排出削減計画書」を添付すること
- ②事業完了から3年間、温室効果ガス排出量及び経営改善効果に係る報告書を提出すること

## ○ 審査

- ・書類審査及びヒアリング審査にて交付決定先を選定
- ・審査での4つの評価軸
  - ①取組の先進性(設備の新規性、取組の先進性、連携協働等)
  - ②脱炭素効果(事業所単位のエネルギー消費量削減量等)
  - ③経営改善効果(コスト削減効果、PR効果等)
  - ④応用可能性(横展開のしやすさ、異なる分野への展開可能性)

# 6. 本補助金のポイント(中小企業GX経営推進)

1

目的は“中小企業のGX経営の優良事例”の創出

- ・このため、先進的なGX経営の取組と評価できるものを選定

2

対象経費はGX経営の取組経費

(①新規設備導入+②運用改善、経営改善、企業価値向上)

- ・省エネ設備、再エネ設備を含む幅広い設備導入が対象となり、複数設備を一括して導入するものも対象
- ・ただし、新規設備導入が対象となり、単純な設備更新は対象外
- ・新規設備導入だけでなく、運用改善や経営改善、企業価値向上の取組を合わせて行う必要あり

3

事業完了後は企業脱炭素化支援センター事業に協力し、優良事例として横展開

- ・本補助金を活用して創出された優良事例は、企業脱炭素化支援センター事業で県内に横展開
- ・企業脱炭素化支援センターの各種取組（企業脱炭素化推進フォーラムへの入会、フォーラムでの発表、専門家育成事業の現場実習先等）に協力